

## 平成 30 年度第 1 回岡山労働局公共調達監視委員会議事録

日 時：平成 30 年 8 月 2 日（木）

13：30～15：30

場 所：岡山地方合同庁舎

3 階共用会議室

### 1 開 会

#### 司会) 総務課長補佐

ただ今より、平成 30 年度第 1 回岡山労働局公共調達監視委員会を開催いたします。開催にあたりまして、当局総務課長よりご挨拶を申し上げます。

#### 挨拶) 総務課長

委員の皆様におかれましては、本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

委員の皆様には既にご説明させていただいておりますが、昨年度は当方の事情により当委員会が開催されておらず、そのため今年度に非常に多くの契約案件をご審議いただくことになりましたこと、大変申し訳なく改めてお詫び申し上げます。

また、事務局も、総務課長、総務課長補佐、会計第二係長の 3 人とも交代しているため、慣れないこともあり行き届かない点もあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

ご審議いただく個々の案件につきましては、この後担当から説明いたしますが、忌憚のないご意見等をいただき、当局として公共調達のより一層の適正化に努めていく所存ですので、本日は何卒よろしくお願い申し上げます。

#### 司会) 総務課長補佐

それでは、今回改めて委員の委嘱がなされましたので、委員の皆様をご紹介します。（委員の紹介）

岡山労働局公共調達監視委員会設置要領第 4 条により、「委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを選任する」とあります。つきましては、ここで委員長の選任をお願いしたいと思います。委員の皆様、ご意見等がございますか。

#### 委員)

国富委員を推薦する。

#### 司会) 総務課長補佐

委員から国富委員の推薦がありました。他にご意見等がありますでしょうか。それでは、他にご意見がないようなので国富委員にお願い出来たらと考えますが、いかがでしょうか。それでは国富委員、よろしくお願い申し上げます。

次に、今年度の当委員会の開催予定とその審議案件について、簡単に説明させていただきます。資料「平成 30 年度岡山労働局公共調達監視委員会開催計画表」を

ご覧ください。

平成 28 年 8 月 25 日に平成 28 年度第 1 回が開催され、平成 28 年 3 月 31 日までの契約案件が審議されていますが、平成 28 年 4 月 1 日以降の契約案件につきましては、審議されていない状況となっています。

事務局としましては、大変申し訳ございませんが、今回第 1 回で平成 28 年度分を、次回第 2 回で平成 29 年度分を、第 3 回で平成 30 年度の 12 月 31 日までの案件をご審議いただきたいと考えております。委員の皆様におかれましては、この状況をご理解いただき、審議にご協力くださいますようお願いいたします。

それでは、これより本日の議事に入らせていただきます。議事進行につきまして、委員長よろしくお願いいたします。

**委員長)**

それでは、本日の議事に入らせていただきます。お手元にお配りしております次第に従いまして、議事を進行させていただきます。

## 2 議 事

### (1) 公共調達案件に対する審議

**委員長)**

それでは、まず平成 28 年 4 月～6 月の契約案件、資料は「平成 28 年度第 2 回公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果」及び「審査調書」となりますが、その前に今回の全審議対象につきまして、事務局で一定の条件を設けたうえで抽出することですが、事務局から抽出する条件の説明をしてください。

**会計第二係長)**

今回の審議案件につきましては、次の基準により抽出を行いました。まず、契約先が特定される土地賃貸借契約は除き、契約金額 500 万円以上はすべて対象としました。500 万円未満の案件についても参加者が一者しかない案件については、すべて審議対象としました。よって、本日は 28 件をご審議いただくこととなります。

**委員長)**

このことについて、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

○意見なし。

それでは、本日は事務局説明のと通りの案件を審議します

それでは、まず、「公共工事」の「競争入札」から説明してください。

(説明) 契約内容等について会計第二係長より説明 (No.1)

この案件について、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

○意見なし。

それでは、次に「物品・役務等」の「競争入札」の説明をお願いします。

(説明) 契約内容等について会計第二係長より説明 (No. 1、2、5、7、8、9、10、11、12、13、14、16、21、23)

この案件について、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

○委員より、以下について意見、質問があり、以下のとおり事務局より回答した。

Q 1 : No. 7、16 は落札率 100% となっている。

A 1 : 納入業者が保守するという業界ルールがあるようで、納入業者以外が参加しないため一者となる。また、予定価格は前年度実績から積算するため予測が可能となるためである。

Q 2 : 電子入札に限定しているのか。

A 2 : 委託事業以外は原則電子入札としている。条件によって紙でも可である。

Q 3 : 抽出した案件以外で落札率 100% となったものはあるか。

A 3 : ない。

Q 4 : 低落札率の案件はあるか。手抜き工事や最低賃金が守れない懸念がある。

A 4 : 低落札率の案件はない。もしあれば業者を指導することとしている。

それでは、次に「物品・役務等」の「随意契約」の説明をお願いします。

(説明) 契約内容等について会計第二係長より説明 (No. 1、2、3、4、5、6、7、8、27)

この案件について、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

○委員より、以下について意見、質問があり、以下のとおり事務局より回答した。

Q 1 : No. 1、2 は不落札が続いた。予定価格が適正だったのか。

A 1 : 予定価格は変更しなかった。4 回目の応札で予定価格を下回った。

Q 2 : 消費税抜きの額と消費税込みの額があり、分かりにくい。

A 2 : 入札額は、消費税抜きの額となっている。

それでは、次に平成 28 年 7 月～12 月の契約案件、資料は「平成 28 年度第 3 回公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果」及び「審査調書」になりますが、この審議をお願いします。

事務局から、「物品・役務等」の「随意契約」の説明をお願いします。  
(説明) 契約内容等について会計第二係長より説明 (No.1、2)

この案件について、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

○委員より、以下について意見、質問があり、以下のとおり事務局より回答した。  
Q：審議に直接関係ないが、障害者就業・生活支援センターの実績を知りたい。  
A：次回の委員会で、資料を提供する。

それでは、最後に平成29年1月～3月の契約案件、資料は「平成29年度第1回公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果」及び「審査調書」になりますが、この審議をお願いします。

事務局から、契約内容について説明していただく訳ですが、まず「物品・役務等」の「競争入札」から説明してください。

(説明) 契約内容等について会計第二係長より説明 (No.2)

この案件について、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

○意見なし。

それでは、次に「物品・役務等」の「随意契約」の説明をお願いします。

(説明) 契約内容等について会計第二係長より説明 (No.2)

この案件について、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

○委員より、以下について意見、質問があり、以下のとおり事務局より回答した。  
Q：No.2を審議案件とした理由は。  
A：一者応札であったため。他の案件は複数者に見積り合わせを行っている。

#### 委員長)

以上、本日の審議案件について、不適切又は改善すべき点がございましたでしょうか。

○委員より、以下について意見、質問があり、以下のとおり事務局より回答した。  
Q：電子複写機等の単価契約の案件について、毎年100%の落札率となっている

のか。予定価格を下げることはできないのか。また、全国同様なのか。

A：保守契約は前年度の実績によるため意図的に設定できない。業界ルールは岡山に限ったこととは聞いていない。

それでは、不適切又は改善すべき点はないとします。

## (2) 厚生労働省中央公共調達監視委員会への報告について

### 委員長)

それでは、本日の審議結果につきまして、厚生労働省中央公共調達監視委員会へ事務局から報告をお願いいたします。

以上で本日の監視委員会の審議を終了させていただきます。ありがとうございました。

## 3 閉 会

### 司会) 総務課長補佐

長時間にわたり、ご審議をいただきましてありがとうございました。

本日、ご審議いただきました内容につきましては、中央公共調達監視委員会に報告させていただくとともに、岡山労働局のHPに掲載し公開します。また、今後の契約事務にあたり、参考とさせていただきます。

最後に、次回第2回の委員会を11月に開催したいと考えておりますが、よろしければこの場で日程調整をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

それでは、第2回は平成30年11月13日(火)13時30分からとします。

大変お疲れ様でした。

以上